第二期

礼文町子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

礼　文　町

目　次

[第1章　計画の概要 1](#_Toc26230060)

[１　計画策定の趣旨 1](#_Toc26230061)

[２　計画の法的根拠と位置付け 2](#_Toc26230062)

[３　計画の期間 2](#_Toc26230063)

[４　策定体制 2](#_Toc26230064)

[第２章　礼文町の子ども・子育てに関する現状 3](#_Toc26230065)

[１　人口の動向 3](#_Toc26230066)

[２　子育て支援の状況 7](#_Toc26230067)

[３　将来人口推計 9](#_Toc26230068)

[４　ニーズ調査結果 10](#_Toc26230069)

[第３章　第１期事業計画の評価等 19](#_Toc26230070)

[１　教育・保育 19](#_Toc26230071)

[２　地域子ども・子育て支援事業 20](#_Toc26230072)

[第４章　子ども・子育て支援事業計画 25](#_Toc26230073)

[１　教育・保育提供区域の設定 25](#_Toc26230074)

[２　教育・保育の提供体制の確保 26](#_Toc26230075)

[３　地域子ども・子育て支援事業の充実 31](#_Toc26230076)

[４　専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実 37](#_Toc26230077)

[第５章　計画の推進体制 38](#_Toc26230078)

[１　計画の推進に向けた役割 38](#_Toc26230079)

[２　計画の推進に向けた３つの連携 39](#_Toc26230080)

[３　計画の達成状況の点検・評価 40](#_Toc26230081)

# 第1章　計画の概要

## １　計画策定の趣旨

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

平成26年度に策定された「子ども・子育て支援事業計画」は、令和元年度に計画期間が満了となり、令和２年度を初年度とする新たな「第二期　子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

礼文町では、ニーズ調査を実施し、今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握、分析などを行うとともに、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行い「第二期　礼文町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【「子ども・子育て関連３法」の概要】

|  |  |
| --- | --- |
| 子ども・子育て支援法 | 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。 |
| 認定こども園法の一部改正法 | 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。 |
| 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。 |

## ２　計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第１項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、道の「子ども・子育て支援事業計画」や、町の上位計画である「新礼文町まちづくり総合計画」及び児童福祉法に基づく「礼文町障がい者計画」など、町の各種関連計画との整合性を図っています。

## ３　計画の期間

本計画の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成27  年度 | 平成28  年度 | 平成29  年度 | 平成30  年度 | 令和元  年度 | 令和２  年度 | 令和３  年度 | 令和４  年度 | 令和５  年度 | 令和６  年度 |
| 第１期　計画期間 | | | | |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 第２期　計画期間 | | | | |

## ４　策定体制

### （１）子ども・子育て支援計画策定委員会議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行なうために、「学識経験者」、「子ども・子育て支援事業に従事する者」、「教育関係者」、「子どもの保護者」、「関係行政機関の職員」などから構成される「礼文町子ども・子育て支援計画策定委員会」を開催し、計画内容の検討を行いました。

### （２）ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

### （３）国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

# 第２章　礼文町の子ども・子育てに関する現状

## １　人口の動向

### （１）人口の推移

当町の人口は、平成26年の2,760人から平成31年には2,478人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14歳の年少人口、65歳以上の老年人口は、ほぼ横ばいで推移しているものの、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあります。



資料：各年4月1日現在

小学生以下の児童人口に関しては、平成26年の218人から平成31年の217人と年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：各年4月1日現在

### （２）世帯数及び１世帯当たり人員の推移

国勢調査による当町の世帯数は、平成７年の1,707世帯から平成27年の1,353世帯と減少傾向で推移しています。

また、1世帯当たりの人員は、平成7年の2.56人から平成27年は2.05人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料：国勢調査

### （３）出生数の推移

当町における出生数は、年度ごとにバラつきがみられ、平成29年度が23人と最も多く、平成26年度が10人と最も少なくなっています。



資料：各年度合計

### （４）婚姻数と離婚数

婚姻については、平成28年度が15件と最も多く、平成26年度が7件と最も少なくなっています。

また、離婚については、全ての年度で3件となっています。



資料：各年度合計

### （５）子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」ともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。



資料：平成27年国勢調査

### （６）女性の就労の状況

当町における平成27年の女性の就労状況は、北海度と比較して30～34歳以外の全ての年代で就業率が高くなっています。

また、平成22年と比較しても、30～34歳、40～44歳以外の全ての年代で就労率が高くなっています。



資料：平成27年国勢調査

## ２　子育て支援の状況

### （１）保育所利用者の状況

保育所利用者は、平成27年の54人から令和元年の57人と年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

令和元年の定員に対する利用者数をみると、定員を下回ってはいますが、0～2歳児の保育に関しては、保育士の不足などにより円滑な利用が厳しい状況です。



|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **施設名** | **平成27年** | **平成28年** | **平成29年** | **平成30年** | **令和元年** | **令和元年**  **定員数** |
| **香深保育所** | 32 | 34 | 34 | 35 | 35 | 75 |
| **船泊保育所** | 22 | 24 | 22 | 18 | 22 | 60 |
| **合　　　計** | 54 | 58 | 56 | 53 | 57 | 135 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **児童年齢** | **平成27年** | **平成28年** | **平成29年** | **平成30年** | **令和元年** | **令和元年**  **定員数** |
| **０～２歳児** | 7 | 8 | 10 | 16 | 16 |  |
| **３歳児以上** | 47 | 50 | 46 | 37 | 41 |  |
| **合　　　計** | 54 | 58 | 56 | 53 | 57 | 135 |

資料：各年5月1日現在

### （２）放課後子ども教室の状況

本町には放課後児童クラブはなく、類似の事業として放課後子ども教室を実施しています。

放課後子ども教室利用者の合計は、平成27年の79人から令和元年の61人と年ごとの増減はあるものの減少しています。



**低学年（1～3年生）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **施設名** | **平成27年** | **平成28年** | **平成29年** | **平成30年** | **令和元年** |
| **放課後子ども教室（教育委員会）** | 27 | 27 | 15 | 19 | 42 |

資料：各年5月1日現在

**高学年（4～6年生）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **施設名** | **平成27年** | **平成28年** | **平成29年** | **平成30年** | **令和元年** |
| **放課後子ども教室（教育委員会）** | 52 | 49 | 48 | 49 | 19 |

資料：各年5月1日現在

## ３　将来人口推計

以下に、令和2年から令和6年までの人口推計値を示します。

総人口は減少傾向、年少人口は増加傾向で推移しており、計画最終年の令和6年には総人口が2,422人、年少人口が322人と見込まれています。



|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **令和2年** | **令和3年** | **令和4年** | **令和5年** | **令和6年** |
| **年少人口（0～14歳人口）** | | 295 | 308 | 310 | 320 | 322 |
|  | **未就学児（０～5歳）** | 125 | 139 | 139 | 140 | 134 |
| **小学生（６～11際）** | 118 | 109 | 115 | 121 | 129 |
| **中学生（12～14歳）** | 52 | 60 | 56 | 59 | 59 |
| **生産年齢人口（15～64歳）** | | 1,323 | 1,297 | 1,274 | 1,250 | 1,250 |
| **老年人口（65歳以上）** | | 892 | 900 | 863 | 874 | 850 |
| **総　　人　　口** | | 2,510 | 2,505 | 2,447 | 2,444 | 2,422 |

※コーホート法による推計

※本推計は平成26年～平成30年の人口実績を基にコーホート法による推計を行っています。

コーホート法とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来

人口を推計する方法。

## ４　ニーズ調査結果

### （１）調査の目的

本調査は、「第２期礼文町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

### （２）調査対象者

|  |  |
| --- | --- |
| **就学前児童調査** | 礼文町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方 |
| **小学生児童調査** | 礼文町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方 |

### （３）調査方法

|  |  |
| --- | --- |
| **就学前児童調査** | 郵送による配布、回収調査 |
| **小学生児童調査** | 郵送による配布、回収調査 |

### （４）調査期間

令和元年５月

### （５）回収状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **対象世帯数** | **有効回答数** | **有効回答率** |
| **就学前児童調査** | 104 | 45 | 43.3% |
| **小学生児童調査** | 114 | 49 | 43.0% |

### （６）集計にあたっての注意点

●端数処理の関係上、構成比（％）の計が100％とならないことがあります。

●図表の構成比（％）は小数第2位以下を四捨五入したものです。

●複数回答の設問は、すべての構成比（％）を合計すると100％を超える場合があります。

●図中の"n="は、各設問の対象者数を表しています。

### （８）調査結果

##### ①子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で13.3％、小学生児童で10.2％となっています。



保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、就学前児童で34.5％、小学生児童で10.3％が、「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。



##### ②子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人

子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人では、「いる」が就学前児童で91.1％、小学生児童で93.9％と非常に多くなっており、具体的な人では、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」という身近な人が多くなっています。





##### ③保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で71.1％、小学生児童で85.7％となっています。



就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童で81.8％、小学生児童で80.0％と高くなっています。



##### ④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は60.0％となっています。



平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認可保育所（園）」85.2％、「幼稚園」7.4％の順となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所（園）」53.3％、「幼稚園」42.2%、「認定こども園」26.7％と、「幼稚園」「認定こども園」で利用状況より今後のニーズが高くなっています。



##### ⑤放課後児童クラブ

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると80.0％、高学年時では60.0％となっています。



##### ⑥育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度（就学前児童のみ）

育児休業を取得または取得中の母親は15.6％、父親は2.2％となっています。



休業取得後に職場復帰した母親は85.7％、父親は100.0％が復帰しています。



##### ⑦子育てに関する不安や悩み

子育てを楽しいと感じる人は、就学前児童で48.9％、小学生児童で71.4％とともに最も多くなっています。



子育てをする上での不安や悩みでは、就学前児童で「子どものしつけに関すること」「子育てに対するストレスや体の疲れに関すること」、小学生児童で「子どものしつけに関すること」「子どもの教育に関すること」などが多くなっています。



##### ⑧子育て支援策について

充実してほしい子育て支援策では、就学前児童で「子どもたちの遊び場や機会の充実」「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」、小学生児童で「子どもたちの遊び場や機会の充実」「教育環境の充実」「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」などが多くなっています。



# 第３章　第１期事業計画の評価等

第1期子ども・子育て支援事業計画にて設定した見込量に対する計画期間の実績から第1期計画の評価や各事業の利用状況を整理しました。

## １　教育・保育

### （１）保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

保育施設における第１期計画期間の全体の実績は、平成27年度の54人から平成30年度の58人と年度ごとの増減がみられるもののほぼ横ばいにあります。

第1期計画全体の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績が見込量を上回っています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **平成27年度** | **平成28年度** | **平成29年度** | **平成30年度** |
| 見込量 | | 47 | 36 | 32 | 31 |
|  | 2号認定（3～5歳） | 34 | 30 | 26 | 25 |
|  | 3号認定（0歳） | 6 | 6 | 6 | 6 |
|  | 3号認定（1・2歳） | 7 | 9 | 9 | 9 |
| 実績 | | 54 | 62 | 57 | 58 |
|  | 2号認定（3～5歳） | 44 | 49 | 46 | 38 |
|  | 3号認定（0歳） | 0 | 1 | 0 | 3 |
|  | 3号認定（1・2歳） | 10 | 12 | 11 | 17 |
| 利用率（実績／見込） | | 114.9% | 172.2% | 178.1% | 187.1% |
|  | 2号認定（3～5歳） | 129.4% | 163.3% | 176.9% | 152.0% |
|  | 3号認定（0歳） | 0.0% | 16.7% | 0.0% | 50.0% |
|  | 3号認定（1・2歳） | 142.9% | 133.3% | 122.2% | 188.9% |



### （２）特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

特定教育施設に関しては、第１期の見込量はあるものの実績はありませんでした。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 見込量 | 9 | 7 | 7 | 7 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 |

## ２　地域子ども・子育て支援事業

### （１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関しては、第１期の見込量はあるものの実績はありませんでした。

礼文町では、類似の事業として教育委員会において放課後子ども教室を実績していることから、放課後子ども教室の実績をまとめました。放課後子ども教室の実績は平成27年度の79人から平成30年度の68人と減少傾向で推移しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 見込量 | | 38 | 38 | 41 | 42 |
|  | 低学年（6～8歳） | 20 | 19 | 22 | 21 |
|  | 高学年（9～11歳） | 18 | 19 | 19 | 21 |
| 実績 | | 79 | 76 | 63 | 68 |
|  | 低学年（6～8歳） | 27 | 27 | 15 | 19 |
|  | 高学年（9～11歳） | 52 | 49 | 48 | 49 |



### （２）延長保育事業

延長保育事業に関しては、第１期の見込量はあるものの実績はありませんでした。

礼文町では、類似の事業として拡大保育事業を実施しております。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 見込量 | 56 | 56 | 51 | 50 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### （３）病児病後児保育、ファミリ・サポート・センター（病児・病後児）

病児病後児保育、ファミリ・サポート・センター（病児・病後児）に関しては、第１期の見込量はあるものの実績はありませんでした。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 見込量 | 178 | 177 | 163 | 158 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### （４）一時預かり事業（幼稚園型以外）

一時預かり事業に関しては、第１期の見込量はあるものの実績はありませんでした。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 見込量 | 100 | 99 | 91 | 88 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### （５）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業に関しては、第１期の見込量はあるものの実績はありませんでした。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 見込量 | 83 | 96 | 94 | 93 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### （６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）に関しては、第１期の見込量及び実績ともにありませんでした。

### （７）子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）に関しては、第１期の見込量及び実績ともにありませんでした。

### （８）乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における第１期計画期間の実績は、平成27年度の20人から平成30年度の10人と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

第1期計画の見込量との比較を行うと、平成27・29年度で実績値が見込量を上回っています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 見込量 | 17 | 16 | 16 | 16 |
| 実績 | 20 | 15 | 24 | 10 |
| 利用率（実績／見込） | 117.6% | 93.8% | 150.0% | 62.5% |



### （９）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業に関しては、第１期の見込量はありませんでしたが実績がありました。

養育支援訪問事業における第１期計画期間の実績は、年後ごとにバラつきがみられます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 見込量 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績 | 5 | 2 | 6 | 2 |



### （10）妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業における第１期計画期間の実績は、平成27年度の22人から平成29年度の32人まで増加傾向で推移していましたが、平成30年度には21人と減少しています。

第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績が見込量を上回っています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 見込量 | 17 | 16 | 16 | 16 |
| 実績 | 22 | 28 | 32 | 21 |
| 利用率（実績／見込） | 129.4% | 175.0% | 200.0% | 131.3% |



# 第４章　子ども・子育て支援事業計画

## １　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び礼文町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

### （１）教育・保育提供区域の考え方

|  |
| --- |
| ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。 |
| ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。 |
| ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。 |

### （２）教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

|  |  |
| --- | --- |
| ポイント①  事業量の調整単位として適切か | ポイント②  事業の利用実態を反映しているか |
| ●児童数や施設数は適切な規模か | ●居宅より容易に移動することが可能か |
| ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か | ●区域内で事業の確保が可能か |
| ●区域ごとに確保策を打ち出せるか | ●現在の事業の考え方と合っているか |

### （３）教育・保育提供区域について

礼文町では、町内全域を１つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

### （４）提供区域設定の主な理由

##### ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。

##### ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

## ２　教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく３つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります

【認定の区分】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **支給認定区分** | **対象** | **保育の必要性の有無** | **主な利用施設** |
| １号認定  （教育標準時間認定） | 満３歳以上 | 必要としない | 幼稚園  認定こども園 |
| ２号認定  （保育認定） | 満３歳以上 | 必要とする | 保育所  認定こども園 |
| ３号認定  （保育認定） | 満３歳未満 | 必要とする | 保育所  認定こども園  地域型保育事業 |

また、保育の必要性の認定に当たっては、（１）保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、（２）保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の２区分）、（３）「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の３点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

|  |
| --- |
| ①就労 |
| ②妊娠・出産 |
| ③保護者の疾病・障がい |
| ④同居又は長期入院している親族の介護・看護 |
| ⑤災害復旧 |
| ⑥求職活動 |
| ⑦就学 |
| ⑧虐待やDVの恐れがあること |
| ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること |
| ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 |

### （１）教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を１つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

#### ■令和２年度

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単位（人） | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
| 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | |
| 教育を希望 | 左記以外 |
| 対象年齢 | | 3～5歳 | | | 0歳 | 1～2歳 |
| 量の見込み（A） | | 3 | 5 | 45 | 1 | 13 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（幼稚園部分） | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（保育所部分） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 保育所 |  | | 90 | 20 | 25 |
| 地域型保育事業 |  | |  | 0 | 0 |
| 企業主導型（地域枠） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 確保提供数の合計（B） | 0 | | 90 | 20 | 25 |
| 差異（B－A） | | △8 | | 45 | 19 | 12 |

#### ■令和３年度

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単位（人） | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
| 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | |
| 教育を希望 | 左記以外 |
| 対象年齢 | | 3～5歳 | | | 0歳 | 1～2歳 |
| 量の見込み（A） | | 4 | 7 | 45 | 1 | 13 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（幼稚園部分） | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（保育所部分） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 保育所 |  | | 90 | 20 | 25 |
| 地域型保育事業 |  | |  | 0 | 0 |
| 企業主導型（地域枠） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 確保提供数の合計（B） | 0 | | 90 | 20 | 25 |
| 差異（B－A） | | △11 | | 45 | 19 | 12 |

#### ■令和４年度

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単位（人） | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
| 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | |
| 教育を希望 | 左記以外 |
| 対象年齢 | | 3～5歳 | | | 0歳 | 1～2歳 |
| 量の見込み（A） | | 4 | 7 | 45 | 1 | 13 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（幼稚園部分） | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（保育所部分） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 保育所 |  | | 90 | 20 | 25 |
| 地域型保育事業 |  | |  | 0 | 0 |
| 企業主導型（地域枠） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 確保提供数の合計（B） | 0 | | 90 | 20 | 25 |
| 差異（B－A） | | △11 | | 45 | 19 | 12 |

#### ■令和５年度

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単位（人） | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
| 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | |
| 教育を希望 | 左記以外 |
| 対象年齢 | | 3～5歳 | | | 0歳 | 1～2歳 |
| 量の見込み（A） | | 4 | 7 | 45 | 1 | 13 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（幼稚園部分） | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（保育所部分） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 保育所 |  | | 90 | 20 | 25 |
| 地域型保育事業 |  | |  | 0 | 0 |
| 企業主導型（地域枠） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 確保提供数の合計（B） | 0 | | 90 | 20 | 25 |
| 差異（B－A） | | △11 | | 45 | 19 | 12 |

#### ■令和６年度

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単位（人） | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | |
| 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | |
| 教育を希望 | 左記以外 |
| 対象年齢 | | 3～5歳 | | | 0歳 | 1～2歳 |
| 量の見込み（A） | | 3 | 7 | 45 | 1 | 13 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（幼稚園部分） | 0 | |  |  |  |
| 認定こども園（保育所部分） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 保育所 |  | | 90 | 20 | 25 |
| 地域型保育事業 |  | |  |  |  |
| 企業主導型（地域枠） |  | | 0 | 0 | 0 |
| 確保提供数の合計（B） | 0 | | 90 | 20 | 25 |
| 差異（B－A） | | △10 | | 45 | 19 | 12 |

【確保方策】

保育施設に関して、ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

教育施設に関しては、幼稚園、認定こども園ともに、礼文町には該当の施設はないものの、ニーズ調査による利用の希望があることから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

### （２）認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

|  |  |
| --- | --- |
| 幼保連携型 | 認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| 幼稚園型 | 認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| 保育所型 | 認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| 地方裁量型 | 幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ |

礼文町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

### （３）教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人一人の様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

### （４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないよう、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

## ３　地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

### （１）地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

##### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保方策】

礼文町では、特設窓口などの設置はなく、利用状況等を踏まえ、引き続き担当課の窓口での対応を行います。

あわせて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の検討を行います。

##### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

礼文町では実施していませんが、現在、保育所に入所していない幼児・母親を対象に、週1回公共施設にて子育ての親子が気軽に集い、相互の交流を図る「育児サークル事業」を実施しています。また、保育士経験者による、読み聞かせや遊び、踊りなど交流促進を図っています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （単位：延人数／月） | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 量の見込み（A） | 83 | 96 | 94 | 93 | 93 |
| 確保提供数（B） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施箇所数 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 差異（B－A） | △83 | △96 | △94 | △93 | △93 |

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望はあるものの、礼文町では実施していないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

##### ③一時預かり事業

〇１号認定を受けた子どもの預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【確保方策】

本事業は、現在礼文町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

〇特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （単位：延人数／年） | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 量の見込み（A） | 1,889 | 2,160 | 2,165 | 2,187 | 2,086 |
| 確保提供数（B） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施箇所数 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 差異（B－A） | △1,889 | △2,160 | △2,165 | △2,187 | △2,086 |

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望はあるものの、礼文町では実施していないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

##### ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、現在礼文町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

##### ⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【確保方策】

本事業は、現在礼文町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

##### ⑥延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （単位：延人数／年） | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 量の見込み（A） | 17 | 19 | 19 | 19 | 18 |
| 確保提供数（B） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施箇所数 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 差異（B－A） | △17 | △19 | △19 | △19 | △18 |

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望はあるものの、礼文町では実施していないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

##### ⑦病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、現在礼文町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

##### ⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

礼文町では実施していませんが、類似する事業として「放課後子ども教室」（小学生を対象）が公共施設2ヶ所で週3～5回、年間230回程実施されています。また、屋外での事業も行われ地域の大人が従事しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （単位：実人数／年） | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 1年生 | 3 | 2 | 5 | 4 | 5 |
| 2年生 | 5 | 5 | 3 | 7 | 6 |
| 3年生 | 12 | 9 | 11 | 7 | 14 |
| 4年生 | 13 | 15 | 12 | 13 | 8 |
| 5年生 | 19 | 20 | 23 | 19 | 20 |
| 6年生 | 16 | 13 | 14 | 16 | 13 |
| 量の見込み計（A） | 68 | 64 | 68 | 66 | 66 |
| 確保提供数（B） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施箇所数 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 差異（B－A） | △68 | △64 | △68 | △66 | △66 |

【確保方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望はあるものの、礼文町では実施していないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、関係機関と連携を図り必要に応じた検討を行います。

##### ⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （単位：実人数／年） | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 訪問人数 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

##### ⑩養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （単位：実人数／年） | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 訪問人数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、心身共に不安定になりやすい妊娠期（早期）からの関わりや切れ目のない支援を心がけます。

##### ⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （単位：実人数／年） | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| 受診者数 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 受診件数（延回数） | 230 | 230 | 230 | 230 | 230 |

【確保方策】

今後も継続して事業を展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

##### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

国の動向に応じて、必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

##### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

## ４　専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

### （１）児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体の自由を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

### （２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

### （３）障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

また、医療ケアが必要な児童の支援を行うため、総合的な支援体制の構築を図ります。

# 第５章　計画の推進体制

## １　計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

### （１）行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

### （２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

### （３）地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

### （４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

### （５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

## ２　計画の推進に向けた３つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

### （１）市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

### （２）近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

### （３）国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

## ３　計画の達成状況の点検・評価

本町では、町民課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「礼文町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。